

平成30年度

東草野財産区特別会計および
伊吹財産区特別会計
決算審査意見書

米原市監査委員

米 監 委 第 6 1 号

令和元年(2019年)10月2日

東草野財産区

伊吹財産区

管理者 米 原 市 長 平 尾 道 雄 様

米原市監査委員 古 澤 宏 之

米原市監査委員 山 本 克 巳

平成 30 年度 東草野財産区特別会計および伊吹財産区特別会計の
歳入歳出決算審査の結果について

このことについて、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 30 年度東草野財産区特別会計および伊吹財産区特別会計の歳入歳出決算について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

平成 30 年度 東草野財産区特別会計および伊吹財産区特別会計
歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

1 審査の対象

平成 30 年度 東草野財産区特別会計歳入歳出決算
平成 30 年度 伊吹財産区特別会計歳入歳出決算

【決算付属書類】

- ①歳入歳出決算事項別明細書
- ②実質収支に関する調書
- ③財産に関する調書

2 審査の期間

令和元年 6 月 19 日（水）から令和元年 9 月 30 日（月）まで

3 審査の手続

平成 30 年度東草野財産区特別会計および伊吹財産区特別会計の歳入歳出決算について、財産区特別会計の歳入歳出決算書および関係諸帳簿ならびに証拠書類により、予算が適正かつ効率的に執行されているかについて審査を行った。

4 決算の概要

【東草野財産区特別会計】

歳入決算額は 1,047,055 円、歳出決算額は 1,047,010 円で、歳入歳出差引残額の 45 円を翌年度へ繰り越している。

基金（曲谷、吉槻、上板並）の状況は、次のとおり決算年度中に 128,157 円増加し、年度末残高は 85,567,146 円となっている。土地についての増減はなく、年度末で 17,128 千㎡となっている。

東草野財産区基金

（単位：円）

前年度末 現在高	決算年度中増減高		決算年度末 現在高
	積立額	取崩額	
85,438,989	128,157	0	85,567,146

※前年度末現在高および決算年度末現在高は、当該年度出納整理期間における会計処理を含めた金額である。

【伊吹財産区特別会計】

歳入決算額は 8,623,108 円、歳出決算額は 8,487,053 円で、歳入歳出差引残額の 136,055 円を翌年度へ繰り越している。また、土地貸付収入の過年度分において 19,631,500 円の収入未済額が生じている。

基金（大久保、小泉、伊吹、上野、弥高）の状況は、次のとおり決算年度中に 8,014,808 円増加し、年度末残高は 307,651,084 円となっている。土地についての増減はなく、年

度末で 15,444 千㎡となっている。

伊吹財産区基金

(単位：円)

前年度末 現在高	決算年度中増減高		決算年度末 現在高
	積立額	取崩額	
299,636,276	8,014,808	0	307,651,084

※前年度末現在高および決算年度末現在高は、当該年度出納整理期間における会計処理を含めた金額である。

5 審査の結果

審査に付された東草野財産区特別会計および伊吹財産区特別会計の決算書およびその付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その決算計数は関係諸帳簿および証拠書類と照合の結果、正確であるものと認められた。また、歳入歳出決算ともに予算に基づく執行がされており、財産の管理運用についても、おおむね適正に処理されているものと認めた。

なお、決算審査の結果から、検討および引き続き事務努力が必要と思われる事項について意見および要望を述べる。

◎ 意見および要望

○ 伊吹財産区における未収金について

【概要】

担当部署	地域振興部 山東伊吹地域協働課
債権名	土地貸付収入過年度分
分類	私債権
徴収根拠	土地賃貸借契約書
未収金の状況など	本債権は、債務者が観光事業のための施設を設置する目的で、伊吹財産区の所有する土地を賃借するために締結した土地賃貸借契約（平成 18 年 6 月 30 日締結）の賃料の過年度未収金（平成 18 年度から平成 22 年度分）で、総額は 19,631,500 円となっている。
時効期と根拠	5 年／民法第 169 条 （判決の言渡し後は 10 年／民法第 174 条の 2 第 1 項）

【問題点】

（これまでの監査の状況）

本債権については、地元自治会と協議し早急に財産区としての方針を定めるとともに、時効の中断手続など適正な債権管理に努めるよう、所管課に意見している。

意見を受けて所管課では、平成 27 年 10 月に裁判所に支払督促の手続を行い、11 月 10 日に裁判所が発付した支払督促が債務者に到達したが、同月 18 日に債務者が異議申立てを行ったことから訴訟に移行（民事訴訟法第 395 条）した。その後、平成 28 年 3 月 1 日に裁判所で口頭弁論が開かれたが債務者の出頭はなく、同月 8 日に裁判官は財産区の訴えを全面的に認め、債務者に対し土地賃貸借料を支払うよう判決を言い渡した。債務者が控訴しなかったことにより同月 30 日に判決が確定したことから、債権の支払に応じない場合は財産を差し押さえることができることとなった。また、これに伴い時効が中断することとなり、判決確定日から新たに時効（時効期間 10 年、民法第 174 条の 2 第 1 項）が進行することとなった。

（債権の回収方針の必要性）

以上のように、債務者の財産の差押えを可能とし、時効完成日を 10 年延長できたことは評価しているところであるが、平成 18 年度の債権の発生からすでに 10 年以上経過していることや、債務者の財産が不明であることなど、本債権の回収の目途が立っているとは言い難い状況である。判決が確定したことにより強制執行が可能となったことから、所管課は地元自治会と連携の上で、債務者の財産調査や差押えなどについて、今後の債権の回収方針を定める必要があるものと考えている。